

暴力団の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

荏田町長 殿
(担当課：住民課)

商号又は名称

代表者氏名



本プロポーザルに関し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号)第十条(※注 1)に該当しないことを誓約するとともに、今後とも同法並びに荏田町暴力団排除条例(平成 22 年条例第 10 号)(※注 2)を遵守することを誓約します。

また、本誓約書に違反する行為を行った場合は、荏田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程(平成 15 年告示第 42 号)第 2 条の規定(※注 3)により指名停止等の処分及び、荏田町契約規則(平成 31 年規則第 8 号)第 42 条の規定(※注 4)より、契約の解除を受けても異議ないことを誓約します。

※注 1：競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(抜粋)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者という。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

※注 2：荏田町暴力団排除条例(抜粋)

(町民等の役割)

第 5 条 町民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、町及び警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の事務及び事業における措置)

第 6 条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

※注 3：荏田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程(抜粋)

(指名停止等)

第 2 条 町長は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2(以下これらの表を「各別表」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、あらかじめ荏田町指名競争入札参加者選定委員会(以下「指名委員会」という。)に諮り、

情状に応じてそれぞれ各別表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者については、現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

※注 4：苅田町契約規則(抜粋)

(契約の解除等)

第 42 条 契約権者は、次の各号の一に該当する場合においては、契約を解除することができる旨を約定することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約で定める着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の相手方が解除を申し出たとき。
- (4) 前各号の一に該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反したとき。

2 契約権者は、前項各号の一に該当しない場合であっても、やむを得ない事由があるときは契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することがある旨の約定をすることができる。